

暴言・暴力・迷惑行為等への対応について

大分県厚生連健康管理センターでは、「恕（おもいやり）」の理念の下、従業員一同が受診者の権利や意思を十分に尊重し、安全で安心な健診サービスの提供に努めています。

安全で安心な健診サービスを提供するためには、受診者と従業員の信頼関係の構築が必要不可欠になります。そのため、以下のような行為を行う場合には、退去を命ずること、あるいは警察介入を依頼することがありますので、あらかじめご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. ほかの受診者や従業員への暴力行為やセクシャルハラスメント行為、もしくはそのおそれが強い場合
2. 大声や暴言または脅迫的な言動により、ほかの受診者に迷惑を及ぼす行為または職員の業務を妨げる行為
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、従業員の業務を妨害する行為
4. 正当な理由もなく施設内に立ち入りおよび長時間の居座り行為
5. 当施設の了承を得ず撮影や録音をする行為
6. 機器備品・建物設備等を故意に破損する行為
7. 健診に必要でない危険な物品を施設内に持ち込む行為
8. 執拗に謝罪や謝罪文を強要する行為
9. その他、社会生活の公序良俗に反する行為

大分県厚生連健康管理センター
センター長 鈴木 正義